

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

[学士課程における目標を達成するための措置]

特色を持たせた科目群の内容、実施形態などの細部を検討する。

高校の新課程対応も視野に入れて数学等の基礎教育科目の詳細を検討し、カリキュラムを整備する。

専門分野の体系的な理解を促し、課題探求を通して高い問題解決能力を養うための科目の内容、実施形態などの細部を検討し、可能なものから試行する。

各学部・研究科では、前年度の検討結果に基づいて、情報基礎科目や新たな情報科目の具体的なカリキュラムを決定する。情報科学センターでは、自由に自習できる環境として、端末演習室・オープン端末室の整備充実計画を立案する。

- 1) 各キャンパスの実情に応じ、人文社会系及び外国語の授業科目の見直し、カリキュラムの部分改訂、TOEICに基づく教育の整備などを実施する。
- 2) 表現能力やコミュニケーション能力を養成する科目ならびに技術者として社会に対する責任を自覚する能力（技術者倫理）を養成する科目の実施形態、教育内容を決定し、可能なものから試行する。
国際的に通用する水準の技術者教育について、具体的な実施体制を検討する。

[大学院課程における目標を達成するための措置]

- 1) 前年度の検討結果に基づき、大学院教育課程の科目内容、実施体制等を検討する。また、指導教員の役割を見直す。
- 2) 社会ニーズに密着した教育を目指し、各キャンパスの実情に応じて、インターシップの検討や推進、産学連携プロジェクト研究の科目認定などを行う。
- 3) 各研究科において、他大学院・他研究科との単位互換や単位認定などに必要な規則を整備し、実施方法を定める。
- 1) 学外の教育機関や研究機関との連携等による単位互換や単位認定などに必要な規則を整備し、実施方法を定める。
- 2) 大学院生が国際会議や国内の学会で行う研究発表を記録・閲覧するためのデータベースの構成について検討する。
- 1) 前年度の検討結果に基づき、各研究科の実情に応じて、学位授与基準および公開方法を検討する。
- 2) 前年度の検討結果に基づき、博士後期課程の履修基準、学位基準などを具体的に検討する。
- 3) 学外者による博士後期課程の学位論文の審査のあり方を具体的に検討する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

[アドミッション・ポリシーに関する目標を達成するための措置]

前年度に定めた各学部のアドミッションポリシーに基づいて広報等を行い、その効果を評価するとともに、広報を充実する。また、研究科のアドミッションポリシーを再検討・明確化する。

- 1) 学生の入試、在学中の成績、卒業後の進路などに関するデータベースの具体的構築に向けて、予算、人材などを確保する。
- 2) 昼夜開講制や支援センターなど、社会人学生や留学生が履修しやすくなるための具体的方策を検討する。

[教育課程に関する目標を達成するための措置]

-1) 新年度のガイダンスでの説明、シラバスへの掲載などにより、学習・教育目標を学生及び教育職員へ周知する。必要に応じて、学習・教育目標を見直す。

-2) 各学部・研究科の実情に応じて、学習・教育目標の公表方法の決定、シラバスへの掲載、ホームページへの掲載による社会への周知などを行う。

-1) 各学部・研究科の実情に応じて、学習・教育目標を達成できるようカリキュラムの具体的検討や改善システムの構築、新カリキュラムの構築などを行う。

-2) 科目が有機的に連携した体系的なカリキュラムを作成し、構成図などで科目間の関係を明確にする。

-3) 学部・研究科の実状に応じて、新様式でのシラバスの作成や公開のための情報システムの検討などを行う。

-1) 各学部の実情に応じて、JABEEに向けたカリキュラムや実施体制の検討、JABEEの受審などを行う。

-2) 各学部、研究科の実情に合わせて教育課程を継続的に向上・改善する組織を発足させる。

-3) 各学部、研究科の実情に応じて、カリキュラム体系に準拠して、教育効果を向上・改善させるための教育職員間のネットワークの組織化を図る。

-4) カリキュラムの向上・改善のために、在学生、卒業・修了生および就職先企業に対する全学的なアンケートの内容を決定する。

-1) 前年度の検討結果に基づき、各学部・研究科の実情に応じて、各科目の位置づけと学習・教育目標の関連づけを検討する。

-2) 前年度の調査結果に基づき、「国際的に通用する技術者」としての社会からの品質保証の要求を満たすような成績評価基準および卒業・修了要件を検討する。

[教育方法に関する目標を達成するための措置]

各学部・研究科の実情に合わせて、多様な形態の授業の具体的準備、クォーター制の検討などを行う。

前年度の学生用教務情報システムに関する検討結果に基づき、準備が整ったものから実施し、その結果を評価する。情報システムが完成するまでの間、紙

による確認の手法を併用する。

学生の自主的学習を補助するシステムの整備については「 1 (3) [教育環境の整備に関する目標を達成するための措置]の 」にまとめて記載

[成績評価に関する目標を達成するための措置]

- 1) 各学部・研究科の実情に応じて、授業科目の成績評価基準の具体的制定を行う。
- 2) 期末試験等における成績評価は学年暦の「再授業・再試験期間」などを活用して迅速なフィードバックを行うとともに、併せて教務情報システムの利用についても検討する。
- 3) 各々の授業科目の試験問題及びその答案、レポート課題及び提出レポート等、成績評価に用いられた資料の保管方法を確立し、非常勤講師にも徹底を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

[教育の質を保証する体制に関する目標を達成するための措置]

- 1) 各学部・研究科は、教育目標に適した組織および教職員の適正配置を検討する。
- 2) 学部 1 - 3 年次生に対するグループ担任制及び学年主任の体制とその職務内容に関する検討結果に基づいて規則等を制定し、学生便覧等で周知徹底を図る。
- 3) 各研究科の実情に応じて、指導教育職員グループによるきめ細かな教育・研究指導の問題点の検討、具体的な制度の実施などを行う。
学習・教育目標を達成するために必要となる教育職員を確保するため、役員会と各学部・研究科との間の対話に基づき、分野と人数の具体的検討を進める。

T A に関するアンケート調査結果に基づき、決定した予算を有効利用する方策を検討するとともに、必要な規則等を整備する。

[教育環境の整備に関する目標を達成するための措置]

F D (Faculty Development) 関連委員会や情報基礎科目関連会議など情報科学センターを利用した授業を行う教員組織と連携し、前年度に導入した計算機システムを有効に利用し、よりよい授業環境の構築を行う。

年次計画に従って、学生の自主的学習を支援する設備とソフトウェアを導入する。さらに、年度末に、学生に対する調査を実施し、学生の希望と導入の効果を解析する。

- 1) 関係部局等と協議し、全学的見地から電子ジャーナル等に対する新たな財政的措置を講じ、安定な整備体制を構築する。
- 2) 1 6 年度の検討に基づき、附属図書館資料の充実策を実施する。また、関係部局等と協議し、閲覧環境の整備に向けた年次計画を策定する。
- 3) 学術情報の発信とそのためのシステムに関する計画を実施する。

[教育の質を改善するためのシステムに関する目標を達成するための措置]

各学部・研究科の実情に応じて、教育の質の向上を目指した取り組み内容を公表する。

教育の質の向上を目的とするアンケート調査結果を改善に結び付ける組織的な教育改善システムを検討し、構築する。

教育職員の教育に関する貢献の評価について、評価内容、方法、結果のフィードバック法を含む評価システムを作成して試行し、必要に応じて改善を行う。部局の実状に応じて、教育改善のための運用の検討も行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

[学習支援に関する目標を達成するための措置]

前年度の学生生活実態調査等、学生の要望を受けて改善を図るためのシステムの検討結果に基づき、必要な規則等を制定して、改善システムを始動する。

- 1) 学生の学習意欲の向上を図るための方策については、「 1 (1) [学士課程における目標を達成するための措置] の 」にまとめて記載
- 2) 検討結果に基づいて、成績不振者及び不登校学生の早期発見とケアのための体制を検討し、必要な予算や規則等を策定する。

[生活支援に関する目標を達成するための措置]

各学部・研究科の実状に応じて、キャンパスライフの改善を図るために必要な規則の整備、改善システムの始動などを行う。

- 1) 平成 1 6 年度の検討事項をもとに下記の事項を稼働させる。
 - ・新学生相談体制の開始
 - ・相談員の相談力の向上
 - ・相談員の連携
 - ・支援必要学生に対する支援体制の検討
 - ・心理カウンセラーによる学生等への啓蒙活動。
- 2) 当該委員会でキャンパスハラスメント防止策とその年度計画、問題発生時の処理策、さらに達成数値目標を策定し、年度計画に基づき防止策を実施する。またアンケート調査を行い、改善策を検討する。

就職担当教員と相談の上、就職支援策の年度計画を作成し、その年度計画に基づき実施し、学生アンケートにより効果を検証して、改善策を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向

ア 選定された全学的な研究プロジェクトを推進するとともに、研究センター化が必要なプロジェクトについては、学内措置によるセンター化を図る。さらに、平成 1 6 年度に応募されたプロジェクトの進捗状況に基づき、新規に全学的なプロジェクトを公募し、選定する。また、年度末に平成 1 6 年度に認定されたプロジェクトの評価を実施し、継続の可否を決定する。

イ 平成16年度に各研究科において選定された研究プロジェクトを育成するため、各研究科において支援を実施する。さらに、各研究科の特長を生かした研究プロジェクトを募集・選定する。

ウ 平成16年度の解析に基づき、本学が貢献できる分野に対する研究プロジェクトを立案し、関係機関との協議により方針、目標と年次計画を策定する。さらに、各研究プロジェクトに対する平成18年度の外部資金の獲得に向けた準備を行う。

大学として重点的に取り組む領域

ア 各研究プロジェクトが競争的資金の獲得を目指す。また、学内外から共同研究者や共同研究機関を集め、それぞれのプロジェクトの研究体制の強化を図る。

イ 平成16年度に立ち上げたプロジェクトについては、「工学研究科研究プロジェクト推進会議」において工学研究科重点プロジェクトとしての評価と支援の継続（予算措置が可能な場合）について検討する。併せて平成16年度と同様に新規研究プロジェクトの募集を行う。当該年度末に平成16年度および17年度に立案された研究プロジェクトの評価を行い、研究拠点形成のための全学プロジェクトを選定、立案する。

ウ 1) 前年度に選定された研究プロジェクトの適切な育成方法を検討する。

2) 新たな研究プロジェクトを選定する方法を更に洗練し、1 - 2件程選定する。

3) 選定された研究プロジェクトに、人材、研究資金等を集中的に配分する。

エ 生命体工学研究科を中核として、学内横断的な「生命原理の工学的応用」に関する研究プロジェクトを実施する。

研究の水準と成果の向上に関する具体的方策

ア 平成16年度に設定した研究の水準の指標に基づき、各教育職員に対して水準を高める努力を促す。

イ 平成16年度の調査結果に基づき、中期目標期間における本学の教育職員が関係する研究分野について、高水準の研究論文が掲載される主要学術誌や主要国際会議論文数の目標値を設定する。さらに、教育職員に対して主要学術誌への投稿を勧める啓蒙活動を実施する。

研究成果の社会への還元に関する具体的方策

ア 本学の研究者が関わる研究活動について系統的情報収集を充実し、ホームページ、出版物、研究集会、特許出願、産学連携活動などを通じて計画的に公表し、適正な社会の評価を受けるようにする。

イ 実施計画に基づき、国際シンポジウムを主催する。また平成16年度主催の国際シンポジウムを総括するとともに、平成18年度の実施計画を立案する。

ウ 平成16年度に重点化した全学的及び部局の各研究プロジェクトについて、評価委員会を立ち上げる。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

研究支援体制に関する具体的方策

- ア 本学の研究支援体制を整備するため新組織である研究戦略室（仮称）の構成および機能を決定し、同時にその役割と責任を明文化する。さらに、研究戦略室は、研究マネジメント機能を強化するプランとロードマップを作成する。

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ア 学部・研究科を越えた全学的な研究体制を実現するプロジェクトを募集選定し、全学的な研究体制を整備するための計画を検証する。
- イ 平成16年度の活動や検討結果を踏まえ、各学部・研究科において学科・専攻を越えた研究プロジェクトを立ち上げるとともに、評価や支援のあり方を改善する。
- ウ 新たな重点研究課題及び重点分野の認定について検討し、新規に雇用する教育職員に対して任期制を導入する。
- エ 設定した理念に基づき、重点研究課題や重点分野に学内外の資金を投入し、RA及び特別研究員を雇用し、研究効率を向上させる。また、重点研究課題や重点分野においては、外部資金要求時にRA及び特別研究員の給与を含める啓蒙活動を学内で実施する。

研究評価による研究資金の配分システム及び研究の質の向上に関する具体的方策

- ア 教育職員の研究業績に対する評価については、「1-1)自己点検・評価及び第三者評価の位置付け」にまとめて記載
- イ 研究業績に対する評価に基づく学内研究資金の配分システムを策定する。
- ウ 平成16年度に審議された内容に基づき、学内研究資金の運用システムを学内に公表する。
- エ 研究活動の活性化と研究の質の向上につなげる方策に関する提言をまとめ、実現するためのロードマップを作成する。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ア 本学における知的財産に関わる機能の問題点を抽出・解析し、改善案を策定する。
- イ 平成15年度からの知的財産本部の活動に基づき、知的財産戦略大綱を策定し、関連委員会で審議する。
- ウ 教職員の希望に沿った知的財産教育を実施できる体制を整備する。また、知的財産権の取得に対する補償金制度を設定する。さらに、知的財産の創出と取得件数の目標値を設定する。
- エ 本学で創出された知的財産権を評価する手順を学外機関と協力して確立する。また、知的財産を活用するため、評価結果や学外からのニーズなどに応じた対応方法を検討し、知的財産本部で実施する体制を整備する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ア 大学として重点的に取り組む領域に必要な研究設備、全学共用利用スペースを優先的に措置する制度を策定し、運用を始める。また、大学が重点

的に取組むプロジェクトや領域が必要とする研究設備を調査し、設備などの支援に関する年次計画を検討する。

- イ 学内の研究設備・機器等を一括管理するシステムを構築し、設備と機器の効率的な利用方法を検討する。また、学内共同教育研究施設は、各学部・研究科と協議して、教育と研究に対する支援方法を検討する。

大学発ベンチャーを増強させる具体的方策

- ア 平成16年度中に実施した起業家育成教育の内容を充実させるとともに、大学院生を対象した「ビジネスプラン演習（仮称）」の開設を目指す。

- イ S V B Lにインキュベーションのための部屋を設けるとともに、若松キャンパスについてもインキュベーション室の設置を検討する。また、非常勤のI M（インキュベーション・マネージャー）を配置する。

さらに、ベンチャー立ち上げを検討する内外の大学関係者（卒業生を含む）のために、内外の関係機関と連携し、本学がこれまで実施してきた「技術交流会」と連動した「九工大ビジネスプランコンテスト（仮称）」の平成18年度スタートについて準備を行う。

- ウ S V B L内にインキュベート機能を有する施設を設置する。また、若松キャンパスが位置する学術研究都市内にインキュベート機能を有する部屋の設置について検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1) 研究支援体制を設け、事業化への技術移転や企業との包括研究支援機能としての産学連携コーディネータを強化する。また、共同研究、受託研究及び技術移転の目標値を設定する。
- 2) 民間機関を会員とする九州工業大学支援クラブ（仮称）を設立し、会員企業を集める。さらに、会員企業に対する技術指導や産学連携活動に関する方針を決定する。
- 3) 知的クラスター（北九州ヒューマンテクノクラスター構想）における研究を推進するとともに、研究成果を活用するための支援組織を整備する。
- 4) マイクロ化総合技術センター等を活用した活動計画を立案し、実行に移す。また、学外機関との連携による福岡県のシステムL S I設計開発拠点化構想及び北九州市のエレクトロニクス産業拠点構想への貢献策について検討する。
- 5) 地球温暖化防止に関する国際共同研究を継続する。また、北九州エコタウン事業等の将来を担うプロジェクトの方針について検討する。

科学技術立国を支える人材育成に関する具体的方策

- ア 出前講義に対する意見を、小・中・高等学校などを対象にして調査し、実施体制に反映させる。また、年間100件程度の出前講義を実施することを目標とする。

- イ 平成16年度に明らかになった高校生に対するオープンキャンパスの問題点の解決並びに公開内容の見直し等により効果的な改善を図るととも

に、小中学生に対するオープンキャンパスの実施方法を検討する。

社会人の再教育のための具体的方策

- ア 本学の学内施設やサテライトキャンパスを最大限に活用する先端技術講習会の内容を決定し、実施する。また、先端技術講習会の参加者の意見を調査する。
- イ 通常の科目との整合性を考慮しながら、クォーター制科目の内容や講義方式、時間割等を検討し、平成18年度から実施するための規則等の制定ならびに学習環境や指導体制の整備を行う。
- ウ 平成16年度に明らかになった問題点の解決を図るとともに、広報活動、学習環境、科目内容、授業担当教育職員及び研究指導教育職員の指導体制等受入れを増加するための方策を検討する。

海外の大学、研究機関との連携・交流を拡充するための具体的方策

- ア 国際交流協定校側に本学の国際共同研究及び事業のシーズ・ニーズを提示し、双方の窓口教育職員が中心となり共同研究・事業の可能性を協議する。
- イ 留学生に対する支援ニーズを集約し、他大学の状況も参考に改善案を検討して、可能なものから実施する。また、各学部・研究科の実状に応じて、外部の留学生支援団体との連携を推進する。
- ウ 平成16年度に明らかになった外国人研究者及び留学生受入れの問題点の解決を図るとともに、広報活動、環境整備、指導・支援体制等留学生の受入れを容易にするための方策を検討する。また、外国人研究者を受入れるための経費を経営協議会で審議し、役員会で決定する。
- エ 平成16年度に明らかになった留学生のための日本語教育の問題点の解決を図るとともに、教育内容、教育方法、履修時間、学習環境等の観点から効果的な日本語教育を実施するための方策を検討する。
- オ 留学生に対する日本人学生チューターによる環境・生活習慣に対する支援及び日本語表現の指導補助に関する前年度の調査結果に基づき、改善策を検討する。
- カ 研究・産学連携委員会及び学生委員会において、交流協定締結の可能性の高い大学を絞り込み、交流内容や方法等についてさらに検討し、併せて交流に必要な経費を検討する。
- キ 研究・産学連携委員会において、本学のシーズを考慮しつつ同事業への協力体制について前向きに検討する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

-1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ア 教育、研究、社会貢献とそれを裏付ける財務、人事に関する全学的な経営戦略を戦略会議で策定する。
- イ 教育、研究、社会貢献に関する6年間の重点施策を戦略会議で検討し、経営協議会、教育研究評議会で審議し、役員会で決定する。

- ウ 年度毎の財務目標値及び実現に向けた具体策を戦略会議で検討し、経営協議会で審議し、役員会で決定する。大学評価委員会が自己点検・評価を行い、役員会、経営協議会、戦略会議に報告し、結果を次年度の目標値に反映する。
- 2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策
- ア 中期目標・中期計画に掲げた諸活動を具体的に実現できる運営体制を構築するため、戦略会議が国内外の優れた事例を調査する。
- イ 前年度実施した理事及び副学長の補佐体制の問題点を戦略会議で点検し、改善策を検討する。改善策を経営協議会、教育研究評議会で審議し、役員会で決定、実施し、機動的かつ効果的な運営体制を整備する。
- ウ 組織運営における教育職員、事務職員、技術職員の役割と責任について経営協議会、教育研究評議会で審議し、役員会で決定する。
- エ 役員会、経営協議会及び教育研究評議会の活動を学内外に公表し、意見を求める。学内外からの優れた提案を反映できるシステムを戦略会議で検討する。
- オ 前年度に実施した新たな全学委員会体制の問題点をリストアップし、改善する。
- 3) 学部長・研究科長を中心とした機動的・戦略的な部局運営に関する具体的方策
- ア 効果的な学部・研究科運営を行うため、運営会議や運営委員会などの学部長・研究科長を中心とした執行部体制を整備する。
- イ 学部長・研究科長のリーダーシップの下、事務職員、技術職員と協力して教育及び学生指導を機動的に実施する体制を検討、整備してゆく。
- ウ 効率的かつ機動的な部局運営が実施できる体制について引き続き検討を進め、その実施体制を構築する。
- 4) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
- ア 全学的経営戦略に基づいた重点領域および人材、資金及びスペースの重点配分について経営協議会、教育研究評議会で審議し、役員会で決定する。
- イ 全学的経営戦略に基づいた教育支援のための人材、資金及びスペースの重点配分について経営協議会、教育研究評議会で審議し、役員会で決定する。
- ウ 経営的視点からの効率的な施設・設備の活用方策を、経営協議会、教育研究評議会で審議し、役員会で決定し、教職員に公表する。
- 5) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策
- ア 前年度達成済み
- イ 専門知識を有する教育職員及び事務系職員採用の年度計画を経営協議会で審議し、役員会で決定し、採用活動に入る。
- 他大学間との自主的な連携・協力体制に関する具体的方策
- ア 近隣の大学との連携体制を強化し、教育、研究、運営における効率的な活動を行うための方策を引き続き戦略会議で検討するとともに、関係機関との協議を開始する。

- イ 教育、入学試験、産学官連携等の分野で連携・協力可能な国立大学法人と協力する体制について引き続き戦略会議で検討するとともに、関係機関との協議を開始する。
- ウ 教育・研究及び一般業務について、国立大学法人間の連携・協力、流動的な人事システムについて引き続き戦略会議で検討するとともに、関係機関との協議を開始する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育・研究組織の柔軟な編成・見直しに関する具体的方策

- ア 教育研究に関する社会のニーズの市場調査を教育研究評議会が実施する。
 - イ 教育に責任を持つ教育組織および研究に責任を持つ研究組織のあり方について役員会で決定する。
 - ウ 教育と研究に対する教育職員の役割及び教育職員の評価への反映のさせ方について、役員会で決定し学内に公表する。
- 1) 教育組織の見直しの方向性に関する具体的方策
- ア 入学希望者の意識及び卒業生の就職状況に関する市場調査を教育研究評議会を実施する。
 - イ 社会のニーズに関する市場調査を実施する。
- 2) 研究組織の見直しに関する具体的方策
- ア 戦略会議において、世界的水準研究拠点形成を目指した研究組織を選定し、教育研究評議会でも審議し、役員会で決定する。
 - イ 各部局の特性を生かした研究プロジェクトや研究グループ制などの研究組織について更に検討を進める。
 - ウ 社会の変化に迅速に対応できる研究組織とするための方策を役員会で決定する。
- 3) 既存組織の機動的・効率的組織への再編成に関する具体的方策
- ア 追加的な情報基盤システム（管理体制）について経営協議会、教育研究評議会でも審議し、役員会で決定し、全学的な情報基盤システムを構築する。
 - イ 産学連携センター（仮称）と知的財産本部を中核とする組織を立上げ、産学連携、技術移転、知的財産及びベンチャー創出等の機能を効率的に発現する体制を整備する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

教育・研究のための戦略的・効果的な教職員の採用に関する具体的方策

- ア 教員及び特別研究員は原則として公募制により募集・採用する。公募しない場合にはその理由を開示する。
 - イ 外国人及び女性の教員の確保に関する基本方針に基づいて確保に努める。
 - ウ 専門性のある事務職員、技術職員の採用計画を、役員会で決定する。
- 人事評価システムによる教職員の適正配置に関する具体的方策

- ア 教職員の個人評価システムの構築及び適正配置については、「 1 - 1)自己点検・評価及び第三者評価の位置付け」にまとめて記載
イ 1 1)で構築する評価システムに基づき、教職員毎の職務への貢献度に対する指標について教育研究評議会、役員会で検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

-1) 事務組織の機能・編成に関する具体的措置

事務の効率化、新たなニーズへの対応及び大学運営の企画立案等に参画できる事務組織の構築に関する検討結果を受けて、改善策について役員会で決定する。

-2) 事務の効率化・合理化のための具体的措置

ア 他大学との協力により、効率化が図られる業務の調査及び具体的検討を行う。

イ 外部の専門的知識と技術を有効活用するため、外部委託実施に向けて検討する。

ウ 事務職員、技術職員の採用時における専門性、企画力を重視した採用の実施及び能力強化を目指した研修システムを役員会で決定する。

エ 事務の組織運営を評価するシステム構築のための検討部会での調査・検討結果に基づき、外部組織による評価システムを検討する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

競争的な外部資金の情報を学内に伝達するシステムを整備する。さらに、競争的資金を獲得するために必要な支援体制を検討し、整備する。

-1) 産学連携コーディネータによる産業界や地域社会が要望する研究テーマの調査を引き続き実施し、各研究テーマに対して産学官連携の研究プロジェクトの形成を図る。また、競争的な外部資金を獲得するプロジェクトの増加に向けた活動を強化する。

-2) 知的財産を管理運用する体制に関する検討結果を役員会へ提言し、決定のうえ試行する。また、知的財産を活用して外部資金を導入する方策について調査、検討する。

民間企業や地域社会のニーズの調査結果を参考にして、本学の特徴を発揮できる社会人の再教育プログラムを企画する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

-1) 適正な人員配置及び職務の外部委託の可能性に関する調査結果に基づき、外部委託の年内設定と給与体系について検討を始める。

-2) 財務委員会でエネルギー支出を解析する。さらに、施設委員会で省エネ対策の目標と施策について策定を図る。

-3) 教育職員の兼業及び事務職員、技術職員の時間外勤務についての具体的方策を検討する。

- 4) 前年作成したデータベースを元に、共同利用及び一括購入に係る管理・運用方針の原案を取りまとめ、学内の各部局へ意見を求め、管理・運用方針（計画）を策定する。また、昨年に引き続き、購入費用の把握を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 前年度に調査した先端技術講習会の料金を元に妥当と考えられる料金額の見直しを行う。
- 2) 学内施設の外部機関への有料貸出に際しての管理体制を検討すると共に、前年に洗い出しを行った固定資産に関する利用基準・料金基準を策定する。前年に引き続き、外部へのPR方法を検討する。
- 3) 保有機器類のデータベースについて公開可能なものを順次Webページなどにより、学外に広報する。また、学外への保有機器類の貸出要項に基づき、有料貸出の実施について検討する。
- 4) 財務委員会の下に、前年度設置した準備組織をベースに、資金計画に基づく、現金及び預貯金等の流動資産に係る効率的運用の検討を行うための組織を設置する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) 自己点検・評価及び第三者評価の位置付け
前年度、検討した事柄について、教育研究評議会で審議し、役員会で決定する。各種評価の具体的な評価手法や評価結果の表示方法等を大学評価委員会で決定する。また、これに基づき、協力を得られた一部の教職員に対し試行評価を行う。
- 2) 自己点検・評価及び第三者評価のための学内体制のあり方
前年度検討した各種評価結果のフィードバック方法について、教育研究評議会で審議し、役員会で決定する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 達成済み
- 2) 前年度設置した組織において、各種委員会や事務局と連携して、既存のデータベースの改善や新たなデータベースの整備を進める。また、これらを活用した情報提供の在り方について広報委員会で審議し情報提供を行う。
- 3) 入学から卒業までにに関する下記の情報を平成18年度までに公開する。
 - ア 入学試験に関する情報について、データの準備状況に応じて試行的に公開し、必要に応じて公開内容・方法・範囲等の改善を行なう。
 - イ 教育内容に関する情報について、データの準備状況に応じて試行的に公開し、必要に応じて公開内容・方法・範囲等の改善を行う。
 - ウ 授業評価を含むFD関連情報について、データの準備状況に応じて試行的に公開し、必要に応じて公開内容・方法・範囲等の改善を行う。

エ 学内・学外等のニーズに応えた卒業生の進路の公開に関して、内容・公開方法等の充実を図る。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

高度化・多様化する教育・研究に対応できる施設整備に関する具体的方策

ア 施設整備年次計画に基づいた整備を進めていく。

イ 高度化・多様化する教育・研究に対応するために必要な追加的な情報インフラについて経営協議会、教育研究評議会で審議し、役員会で決定し、全学的な情報インフラを整備する。

施設の有効活用と機能の確保に関する具体的方策

ア 全学的視点に立った、施設マネジメント体制の構築を図る。

イ スペース管理システム等の構築を図り、施設の使用状況を把握する。

ウ 研究用共用スペースの効率的活用と利用の流動化を促進する制度を構築する。

エ 既存施設・設備のメンテナンス計画を教育研究評議会、経営協議会で審議し、役員会で決定し、必要な経費を確保する方法を策定する。

教育・研究の場としてふさわしい人間性・文化性豊かなキャンパス環境の創造に関する具体的方策

ア 平成16年度のキャンパスアメニティに関する検討結果に基づいて、整備すべきキャンパスアメニティの選定と年度計画を策定し、年度計画を実施する。

イ キャンパスの国際化及びバリアフリー化を促進し、社会に開かれた環境の整備を図る計画を策定する。

地方財政再建促進特別措置法施行令に基づく具体的方策

本学の機能を高めるために必要な地方自治体所有の施設等について、地方財政再建促進特別措置法施行令の活用を念頭に置き、自治体との協議を開始する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた事務分掌の見直し及び安全管理・事故防止に関する具体的方策

ア 安全管理体制の整備および安全教育の方法についての結論を得る。

イ 核燃料物質・R I等を引き続き適切に管理する。

ウ 化学薬品等の保管状況のデータを収集し、データベースシステムを構築し、保管管理体制を確立する。

エ 各キャンパスの実情に応じた廃液及び廃棄物の収集方法と処理方法で運用する。

オ 動物実験及び遺伝子組換え実験等のための適切な措置を講じる体制を整備する。

カ 安全管理説明会を継続的に実施するとともに、安全対策の一層の充実策

を検討する。

学生・教職員等の安全確保等に関する具体的方策

事故等防止のための設備等の整備を引き続き行うとともに、学生実験・実習における事故防止の啓蒙活動を行う。

防災のための安全確保体制、システムの整備に関する具体的方策

ア 緊急連絡体制や避難経路を学生・教職員に周知するとともに、より充実した体制、システムに向けて引き続き検討する。

イ 事故点検、安全点検に関するチェックリストに基づく安全パトロールを継続的に実施するとともに、実施体制の整備を図る。

ウ 防災対策マニュアル及び防災対策パンフレットを作成し、学生および教職員に配布するとともに、防災教育を継続的に実施する。

環境マネジメントシステム「ISO14001」を構築するために必要な事項・条件を検討する。

危機管理に対する具体的方策

ア 役員会において危機管理への対応策を決定し、教職員への周知徹底を図る。

イ コンプライアンスに関する教育の内容及びその実施体制について教育研究評議会で審議し、役員会で決定する。

ウ 機密情報管理の方策を役員会で決定し、教職員への周知徹底を図る。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1．短期借入金の限度額

15億円

2．想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充当する予定である。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・戸畑団地校舎改修 ・小規模改修	総額 579	施設整備費補助金 (545) 国立大学財務・経営センター施設費交付事業費 (34)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1)平成17年度の常勤職員数 601人

また、任期付職員数の見込みを27人とする。

(2)平成17年度の人件費総額見込み 5,912百万円

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	12,072
運営費交付金	5,961
施設整備費補助金	545
船舶建造費補助金	—
施設整備資金貸付金償還時補助金	714
国立大学財務・経営センター施設費交付事業費	34
自己収入	3,722
授業料及入学金検定料収入	3,654
附属病院収入	—
財産処分収入	—
雑収入	68
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,096
長期借入金収入	—
計	12,072
支出	12,072
業務費	9,683
教育研究経費	6,843
診療経費	—
一般管理費	2,840
施設整備費	579
船舶建造費	—
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,096
長期借入金償還金	714
計	12,072

[人件費の見積り]

期間中総額5,912百万円を支出する。(退職手当は除く)

[施設整備費補助金]

「施設整備費補助金」のうち、平成17年度当初予算額0百万円、前年度よりの繰越額545百万円

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,649
經常費用	10,649
業務費	9,212
教育研究経費	1,489
診療経費	
受託研究費等	846
役員人件費	86
教員人件費	4,799
職員人件費	1,992
一般管理費	764
財務費用	
雑損	
減価償却費	673
臨時損失	
収入の部	10,649
經常収益	10,649
運営費交付金	5,521
授業料収益	2,834
入学金収益	504
検定料収益	90
附属病院収益	
受託研究等収益	846
寄附金収益	113
財務収益	0
雑益	68
資産見返運営費交付金等戻入	266
資産見返寄附金戻入	55
資産見返物品受贈額戻入	352
臨時利益	
純利益	
総利益	

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	13,009
業務活動による支出	9,976
投資活動による支出	1,382
財務活動による支出	714
翌年度への繰越金	937
資金収入	13,009
業務活動による収入	10,779
運営費交付金による収入	5,961
授業料及入学検定料による収入	3,654
附属病院収入	
受託研究等収入	846
寄付金収入	250
その他の収入	68
投資活動による収入	1,293
施設費による収入	1,293
その他の収入	
財務活動による収入	
前年度よりの繰越金	937

別表（学部の学科、研究科の専攻等）
（平成17年度の学生収容定員）

工学部	機械知能工学科	昼間コース	562人
		夜間主コース	50人
	建設社会工学科		292人
	電気工学科	昼間コース	734人
	夜間主コース	50人	
情報工学部	物質工学科	昼間コース	622人
		夜間主コース	50人
	知能情報工学科		372人
	電子情報工学科		372人
	システム創成情報工学科		156人
	機械情報工学科		156人
	生命情報工学科		156人
	制御システム工学科		176人
	機械システム工学科		176人
	生物化学システム工学科		176人
工学研究科	機械知能工学専攻	93人	
		（うち修士課程	84人）
		博士課程	9人）
	建設社会工学専攻	60人	
		（うち修士課程	54人）
	博士課程	6人）	
電気工学専攻	135人		
	（うち修士課程	114人）	
	博士課程	21人）	
物質工学専攻	96人		
	（うち修士課程	84人）	
	博士課程	12人）	
機能システム創成工学専攻	75人		
	（うち修士課程	62人）	
	博士課程	13人）	

情報工学研究科	情報科学専攻	186人	
		〔うち修士課程 博士課程〕	150人 39人
	情報システム専攻	120人	
	〔うち修士課程 博士課程〕	96人 26人	
	情報創成工学専攻	78人	
	〔うち修士課程 博士課程〕	54人 16人	
生命体工学研究科	生体機能専攻	112人	
	〔うち修士課程 博士課程〕	112人 72人	
	脳情報専攻	102人	
	〔うち修士課程 博士課程〕	102人 66人	

以下は、提出していない。

(備考)

1. 中期計画に定めた内容に基づき、各事業年度中に実施すべき事項を可能な限り具体的な内容を含むように記載して下さい。
2. 「 その他 2 人事に関する計画」の常勤職員数は、国立大学法人に常時勤務することを要する職員の総数から、任期付職員（有期雇用の職員）の数を控除した数を記入して下さい。
3. 別表に記載する各年度の学生収容定員については、学部の学科、研究科の専攻等の単位で当該年度の定員を記載して下さい。その際、 医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る定員、及び 研究科の専攻における各課程（修士、博士、専門職学位）別の定員については、その内数を記載して下さい（別表記載例参照）。
大学設置基準第26条に規定する昼夜開講制の学部であって、主として昼間の授業を行うコースの定員と主として夜間の授業を行うコースの定員とを分けて付している場合には、昼間主コースと夜間主コースに分けて収容定員を記入して下さい。
4. 様式は、A4版縦長用紙に横書きとして下さい。